

市第 15 号議案 高速横浜環状北西線工事技術提案等評価委員会 条例の廃止について

1 廃止の趣旨

高速横浜環状北西線工事技術提案等評価委員会は、高速横浜環状北西線（以下「北西線」という。）の高度技術提案型総合評価落札方式（以下「同方式」という。）を適用する工事について、高度で専門的な知識に基づき、中立かつ公正に技術提案等を審査及び評価するために設置された附属機関です。

これまで、北西線シールドトンネル建設工事を対象に 2 回の委員会を開催し、平成 27 年 5 月 29 日に契約に至りました。

今後、同方式を適用し、技術提案等を求める北西線の工事はなく、高速横浜環状北西線工事技術提案等評価委員会条例（平成 26 年 6 月横浜市条例第 27 号。）の所期の目的は達成されたため、これを廃止します。

【参考】

(1) 設置目的

高速横浜環状北西線の工事に係る入札（入札に参加する者に高度な技術又は優れた工夫を含む提案（以下「技術提案等」という。）を求めるものに限る。）における技術提案等について審査及び評価する。

(2) 所掌事務

ア 技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること。

イ 技術提案等の審査及び評価に関すること。

ウ その他技術提案等の審査及び評価に関し市長が必要と認める事項。

(3) 委員構成

学識経験者等 4 人

(4) 経緯

平成 26 年 6 月 5 日 条例公布

平成 26 年 8 月 28 日 第 1 回委員会（技術提案等の評価項目・評価基準）

平成 27 年 2 月 20 日 第 2 回委員会（技術提案等の審査・評価）